

別 表 答申第58号

項番	(あ)諮問 番号	(い)諮問日	(う)情報公開 請求日	(え)公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お)事務 担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書 送付年月日	(こ)反論書 提出年月日	(さ)意見書 提出年月日	(し)口頭意見陳 述実施年月日	(す)審査請求人の主張	(せ)実施機関の主張
1	第242号	第242号 令和4年2月24日	令和2年1月8日	かみつけの里博物館・第28回特別展(飾り太刀)図録 に関して 下記項目1～5に該当する行政文書またはその代わり となる公文書等 項目1 卑弥呼が魏から下賜された「五尺刀」もこのよ うな刀ではなかったかと想像されます。という表記の 「想像」の根拠 項目2 卑弥呼を日本にいた女王と捉えている根拠 項目3 本件図録の人物と情勢展示解説書の上毛野 氏との関係に言及をしてはならない理由 項目4 本件図録の太刀の渦巻き模様や柄頭と金井 沢碑の碑文が結びつく可能性に言及をしてはならな い理由 項目5 ホツマツタエに関し研究してゆく必要性を強く 感じるが、現状がそのようになっていない理由	文化財保護課	第287-1号 令和2年1月18日 行政文書不存在 決定通知	高崎市情報公開 条例第2条に該当 するため	令和2年1月29日	令和2年11月10日	令和2年11月25日			存在しない理由に「高崎市情報公 開条例第2条に該当する」とあるが、 これでは範囲が広すぎて理解でき ない。 図録巻末に記載の参考文献のどれ を指しているのか、引用元を記した 記録があるはず。 参考文献中に日本書紀が入ってい ない理由やホツマツタエを参考とし ない理由を示した文書等が存在し ているはず。	根拠となった文書は、本件図録の 巻末に記載された参考文献で、条 例第2条ただし書第1号の書籍また は第2号の資料となり、行政文書に 該当しないため。 請求者の求める特定事項に言及し てはならない理由としての位置づけ は難しいとしても、本件図録を作成 する上で根拠となった文書は他に 存在していない。
2	第243号	第243号 令和4年2月24日	2020年1月9日	かみつけの里博物館・第25回特別展(榛名山に祈る) 図録に関して 下記項目1と2に該当する行政文書ま たはそのかわりとなる公文書等 項目1 榛名神社と古墳時代との何らかの関わり」に 言及していない。言及してはならない理由 項目2 榛名神社に残る古文書などの原本またはそれ に準ずるもの	文化財保護課	第287-2号 令和2年1月18日 行政文書不存在 決定通知	高崎市情報公開 条例第2条に該当 するため	令和2年1月29日	令和2年12月4日	令和2年12月23日			存在しない理由に「高崎市情報公 開条例第2条に該当する」とあるが、 これでは範囲が広すぎて理解でき ない。 かみつけの里博物館で聞いたが、 特定できなかった。よって、決裁した ときの責任者からの説明を求める。 どの文書なのかを具体的に示せ。	根拠となった文書は、本件図録の 巻末に記載された参考文献で、条 例第2条ただし書第1号の書籍また は第2号の資料となり、行政文書に 該当しないため。項目②について は、°榛名神社に残る古文書」の原 本またはそれに準ずるものであり、 市が保有する文書でないことから条 例第2条第2号本文に規定する行政 文書に該当しないため。